

平成 29 年度版

第 13 回診療情報管理士指導者認定実施要綱

日本診療情報管理学会
生涯教育委員会

この実施要綱の複写・複製・転記を禁じます。

=== 実 施 要 綱 ===

日本診療情報管理学会（旧称・日本診療録管理学会）は、診療記録・診療情報の標準化等を推進するため、診療情報管理における指導者としての技量を認定し、資格を付与することとした。本資格認定者には、診療情報管理教育の指導者や診療情報管理業務の責任者としての活躍を期待するものである。

以下に認定の実施要綱を定める。

■認定作業実施機関

本資格認定作業実施機関は、日本診療情報管理学会 生涯教育委員会（以下生涯教育委員会）とする。認定作業の結果は、日本診療情報管理学会理事会（以下理事会）において審議する。理事会が承認した者を「診療情報管理士指導者」として認定し、学会資格として登録、公示するものとする。

■資格名称

「診療情報管理士指導者」と称する。

■資格認定の目的

日本診療情報管理学会の事業として、国内における診療情報管理士の技能・資質の向上を図るための指導者養成を目的とする。

■到達目標

1. 診療情報管理標準化の推進
2. 診療情報管理責任者の養成
3. 診療情報管理士育成のための指導者養成

■対象者

日本診療情報管理学会 会員

■受審資格

新規に診療情報管理士指導者の認定を受けようとする者(以下、新規受審資格者という)、既に診療情報管理士指導者の認定を受けており、継続して認定を受けようとする者(以下、継続受審資格者という)については、各々、以下の受審資格を満たしていること。

I. 新規受審資格者について

新規受審資格者は、以下の1および2とする

1. 以下1)～6)の要件をすべて満たすもの

- 1) 「診療情報管理士」資格取得後、診療情報管理業務またはその関連業務を5年以上経過していること(資格取得年度から5年<資格取得年度を1年目とする>とする)
- 2) 「日本診療情報管理学会(旧称・日本診療録管理学会)」入会后、連続5年以上経過していること(入会年度を含めて5年<入会年度を1年目とする>とする)
- 3) 申請年の3月末日より遡って過去5年間に「日本診療情報管理学会学術大会」および本学会が認める国際学会等において、筆頭者として3回以上発表を行い、その内容が本学会の基準を満たしていること(基準については別に審査を行う)
- 4) 申請年の3月末日より遡って過去5年間に日本診療情報管理学会誌「診療情報管理(旧称・診療録管理)」上に、筆頭者としての投稿が1回以上掲載されたこと(3月末日までに査読を終了し、掲載が決定した時点のものまでを範囲とする)
- 5) 申請年の3月末日より遡って過去5年間に日本診療情報管理学会「診療情報管理士生涯教育研修会」(以下、生涯教育研修会という)に出席し、5単位*以上取得していること

5単位*：本学会生涯教育研修会参加証に受講時に押されたスタンプまたは参加時に配布されたシール5つ以上貼付。これら1つは1講習項目(3時間程度の研修)を示す。よって1単位とは1講習項目の参加を意味する

- 6) 別途定めるポイント条件を満たすこと(別表)

2. 日本診療情報管理学会が特別に認めた者

II. 継続受審資格者について

継続受審資格者は、以下の1および2とする

1. 原則として、以下1)、2)、3)の要件をすべて満たした上、さらに4)または5)の要件を満たすこと

- 1) 継続受審申請時、「診療情報管理士指導者」認定にかかる有効期限の年(本指導者として認定された総会時から数えて最終5年目)であること
- 2) 継続受審申請時、有効期限の年も継続して「日本診療情報管理学会」に加入していること
- 3) 有効期限時までに、「生涯教育研修会」に出席し、3単位*以上取得していること

3単位*：本学会生涯教育研修会参加証に受講時に押されたスタンプまたは参加時に配布されたシール3つ以上貼付。これら1つは1講習項目(3時間程度の研修)を示す。よって1単位とは1講習項目の参加を意味する

- 4) 有効期限時までに、「日本診療情報管理学会学術大会」もしくは、「生涯教育研修会」において、講演(シンポジウム含む)、座長、司会を1回以上行っていること。または、「日本診療情報管理学会学術大会」、「生涯教育研修会」および本学会が認める国際学会等において、筆頭者、もしくは共同演者として1回以上発表を行い、その内容が本学会の基準を満たしていること(基準については別に審査を行う)

- 5) 日本病院会および日本診療情報管理学会において協力、活動していること
例：委員会委員、スクーリング講師、勉強会講師等
2. 日本診療情報管理学会が、継続受審資格ありとして特別に認めた者

■申請の手続き等

1. 申請書類の提出

以下の内容を記載した「**診療情報管理士指導者**」認定（新規または継続）申請書（添付書類）を提出すること。記載不備がある場合は、申請は受け付けない

※ 必要に応じて、所定の資料等を添付すること

※ 新規受審資格者と継続受審資格者では、必要な書類等が異なるので注意のこと

1) 本学会における活動実績

①学会誌「診療情報管理（旧称・診療録管理）」への論文投稿の実績（掲載論文と掲載誌表紙のコピーを添付・掲載が決定されたものは「論文掲載証明書」を添付のこと）

②学術大会での発表実績（発表内容が判別できる学術大会抄録、生涯教育研修会の資料等のコピーを添付のこと）

2) その他診療情報管理に関する実績

①「生涯教育研修会」実績一覧（生涯教育研修会参加証コピーを添付のこと）

②日本病院会 診療情報管理士通信教育における講師としての実績一覧

③日本病院会指定コーディング勉強会における講師としての実績一覧

④診療情報管理にかかる略歴

⑤本学会が認定する団体の研究会等の参加実績（主催団体の参加証明証）

⑥本学会が認める国際学会等での発表実績（発表内容が判別できる当該学会の抄録や資料等のコピーを添付のこと）

※ 上記②、③、⑤、⑥についてはポイント条件算出に使用する。他の項目でポイント条件を満たす場合は、添付の必要がない

2. 申請方法：上記申請書（添付書類）を日本診療情報管理学会生涯教育委員会まで書留かレターパックプラスで送付する

3. 受審料の支払い証明書

新規 書類審査結果の通知が届いた後、振込のうえ、**受審料振込証明貼付用紙**に控えを添付し、送付する

更新 認定証とともに請求書が届いた後、振込のうえ、**更新料振込証明添付用紙**に控えを添付し、送付する

※一度入金した受審料については、理由如何に関わらず返金しない

4. 受付期間：平成 29 年 4 月 1 日（土）～4 月 15 日（土）（消印迄）

※ 継続認定資格者に対する継続認定については平成 22 年度から実施

■協議事項

本実施要項に定めのない事項が発生した場合は、生涯教育委員会にて協議し、解決を諮る

■資格の更新

認定期間は5年間とする

■認定、更新料

受審、認定、更新料は以下のとおりとする

1. 受審料 : 25,000 円 (消費税込) <新規受審者>
2. 認定料 : 10,000 円 (消費税込) <新規認定者>
3. 更新料 : 10,000 円 (消費税込) <継続受審者>

■審査の構成

生涯教育委員会によって以下に定める書類審査、講習会、認定試験、論文審査等を行う

1. 新規受審資格者

- 1) 書類審査 : 受審資格の確認および学術大会発表内容について審査する
- 2) 講習会 : 書類審査に合格したものに対して講習会を行う
- 3) 認定試験、論文審査 : 書類審査に合格したものに対して、講習会終了後、認定試験および論文審査を行う

2. 継続受審資格者

- 1) 書類審査 : 受審資格の確認および学術大会発表内容について審査する

■審査基準

1. 書類審査のうち、本学会学術大会発表内容については、別途定める審査規程により審査を行う
2. 認定試験、論文審査については、別途定める審査規程に則り、生涯教育委員会が合否を判定

■結果の発表等

生涯教育委員会による合否判定の結果は、受審者全員に文書で通知する。合格者については、理事会の承認後、認定者名簿に登録し「診療情報管理士指導者」認定証を交付する。なお、当該年度に開催される日本診療情報管理学会学術大会にて認定者を発表する。

■「診療情報管理士指導者」の活動へ期待するもの

資格者に対して以下に示した活動を期待する。

1. 「日本診療情報管理学会」評議員
2. 「日本診療情報管理学会」指定の委員会委員
3. 「日本病院会 診療情報管理士教育委員会」委員・講師
4. 「日本診療情報管理学会」指定の研修会講師
5. 「日本病院会 診療情報管理士教育委員会」認定の診療情報管理士養成の大学、専門学校の講師
6. 医療機関などの診療情報管理の管理指導者

■日本診療情報管理学会生涯教育研修会

1. 春の研修会
2. 秋の研修会
3. 冬の研修会

※その他、学会が認める研修会

■申込および問い合わせ

日本診療情報管理学会事務局

〒102-8414

東京都千代田区三番町 9-15 ホスピタルプラザビル

電話番号：03-5215-1044 FAX 番号：03-5215-1045

E-mail：info@jhim.jp

振込先：①郵便振替の場合 00110-4-260107 日本診療情報管理学会 生涯教育研修会

②銀行口座の場合 ゆうちょ銀行 店番号 (019) 店名 (019店) 預金種目 (当座)
口座番号 (0260107) 受取人名 ((すべて大文字) ニホンシンリヨウジ
ヨウホウカンリガツカイシヨウガイキヨウイクケンシユウカイ)

■診療情報管理士指導者の認定開始

平成 17 年度

付 則

この規則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

■別表 ポイントの計算方法

必要ポイントは40点以上とする（新規受審資格者に適用する。継続受審資格者はこれに準ずる）。

1) 本学会における活動実績

(1) 学会誌「診療情報管理（旧称・診療録管理）」投稿・掲載

筆頭者による投稿・掲載	10点	共同執筆者	0.5点
シンポジウム講演	10点	シンポジウム司会	10点

(2) 本学会関与の学術誌ならびに書籍の執筆

筆頭執筆者	5点	共同執筆者	1点
-------	----	-------	----

(3) 学術大会

筆頭者による発表	4点	シンポジウム講演	5点
共同演者	0.5点	シンポジウム司会	5点
講演	5点	参加のみ	1点

※ 一度の参加につき複数の要件を満たす場合は、複数のポイントを合算する。

2) その他診療情報管理に関する実績

(1) 本学会主催「診療情報管理士生涯教育研修会」関連

筆頭者による発表	2点	シンポジウム司会	3点
講演	3点	参加（スタンプまたはシール1つ）	1点
シンポジウム講演	3点		

※ 一度の参加につき複数の要件を満たす場合は、複数のポイントを合算する。

(2) 日本病院会診療情報管理士通信教育での講師

主任講師	2点	アシスタント	0.5点
------	----	--------	------

※ ただし認定するポイントは合計で最大10点とする。

(3) 日本病院会「コーディング勉強会」での講師

主任講師	1点	アシスタント	0.5点
------	----	--------	------

※ ただし認定するポイントは合計で最大10点とする。

(4) 日本診療情報管理学会が認定した団体の研究会等への参加

研修実時間 1時間半以上4時間まで	0.5点
4時間を超える場合	1点

※ ただし単位の上限は5点までとし、1日あたりで算出する。

(5) 本学会が認める国際会議関連

筆頭者による発表	8点	シンポジウム講演	10点
共同演者	0.5点	シンポジウム司会	10点
講演	10点	参加のみ	1点

※ 一度の参加につき複数の要件を満たす場合は、複数のポイントを合算する。

講習会、認定試験、論文審査 実施要領

■書類審査における「日本診療情報管理学会学術大会（旧称・日本診療録管理学会学術大会）の発表」内容について

1. 学術的な研究についての発表であること
2. 他団体・他組織主催の学術大会・研究会・研修会の活動実績、院内の診療情報管理室の活動実績等は学術研究とは認めない。

以下に認められないものを例示する。

- ・〇〇県××研究会の立ち上げについて（活動報告について）
 - ・当院診療情報管理室の立ち上げについて
 - ・本校における診療情報管理教育について
 - ・当社における診療情報管理業務について
3. 団体・組織・関係部署における発表においては、その内容が発表者個人における業績と認められるものであること

■書類審査合格者への講習会について

日進月歩の医学知識、医療制度等の変革に対応できるよう、書類審査合格者に対して、以下を目的とした講習会を行う

1. 最新の医学の進歩に合わせたトピックス、医学用語等の理解を深める
2. 医療制度、診療報酬制度等、医療行政の変化、関連法律施行改正にかかる知識の習得を行う
3. 医療情報システム等に関する新たな技術的動向、ICD コーディングや用語の標準化、より高度な統計手法の会得等、診療情報管理にかかる最新の知識の習得を行う
4. その他、診療情報管理士指導者として必要な知識の習得を行う

■認定試験および論文審査について

1. 講習会終了後、習得レベル確認および診療情報管理士指導者としての適性審査のため、認定試験および論文審査を行う
2. 認定試験問題および論文課題作成、採点は生涯教育委員会が行う
3. 認定試験および論文審査の合否判定は、100点満点で合計60点以上の得点をもって合格と認める